

3

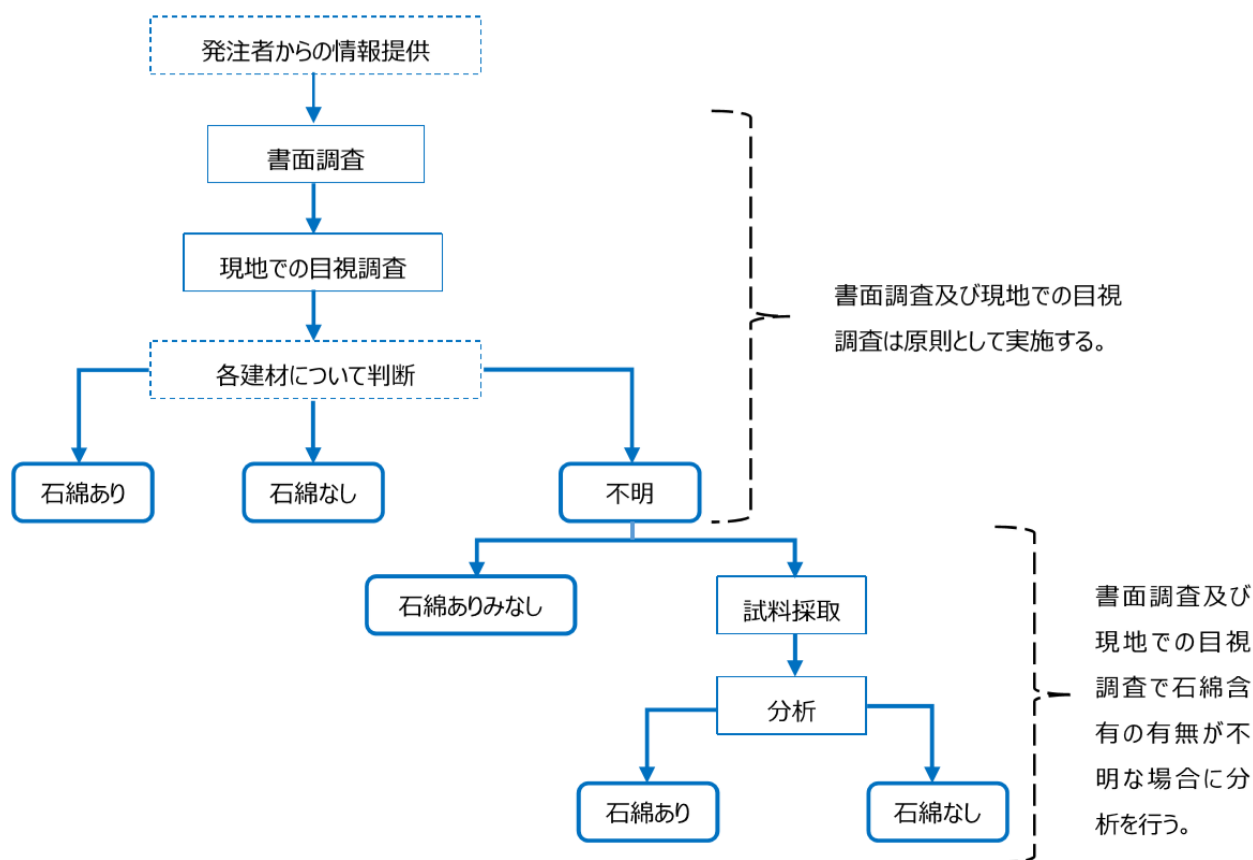
事前調査

3.1 事前調査の方法

関係規程：法第18条の15第1項～第2項 / 法施行規則第16条の5 /
国マニュアル「2.2.5」、「2.2.6.(1)」、「4.3.1～3」、「4.3.8」、「付録Ⅰ」

解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、解体等工事を行う前に、作業対象の建築物等にアスベストが0.1重量%を超えて含有しているかを以下のフローで調査する必要があります。

また、発注者は、事前調査に要する費用を適正に負担する等、元請業者の調査に協力しなければなりません。



国マニュアルより

事前調査の方法等については、建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習標準テキストも参考になります。



建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習（厚生労働省）

（ページ下部に標準テキストのダウンロードリンクが掲載されています。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

● 書面調査・目視調査

竣工年や商品名等※1からアスベスト含有建材を洗い出し、現場での目視や製造元への問い合わせによりアスベスト含有建材の有無を判定します。

しかし、実際には、設計図書に記載されていない建材や目視では判断が難しい建材が使用されている場合があるため、そのような場合は、「分析調査」か「みなし判定」を行う必要があります。



- ※1 アスベスト含有建材の参考情報として、国土交通省と経済産業省が「石綿（アスベスト）含有建材データベース」を公表しています。ただし、データベースにはすべてのアスベスト含有建材が掲載されているものではないため、データベースに存在しないことをもって、その建材がアスベストを含有していないことの証明にならないことに注意が必要です。



石綿（アスベスト）含有建材データベース
（国土交通省・経済産業省）
<https://www.asbestos-database.jp/>

● 分析調査

調査対象の建材を採取し、専門の分析機関※2、※3でアスベスト含有を判定します。できるだけ、「3.2 調査者の資格」の資格者ととともに試料採取から分析までの一連の作業を分析機関に行わせることが望ましいです。

なお、事前調査のために建築物等から少量の建材を採取するだけであれば、建築物等の解体等作業には該当しませんが、大気へのアスベストの飛散を防止するよう十分に配慮してください。



- ※2 分析機関の事業者で構成された以下の関係団体があります。
- 北海道環境計量証明事業協議会（一般財団法人北海道環境科学技術センター内）
電話：011-758-1161
 - 一般社団法人日本環境測定分析協会北海道支部（株式会社福田水文センター内）
電話：011-736-2371
- ※3 石綿障害予防規則に基づき、分析調査は厚生労働大臣が定める者等が行う必要があります（厚生労働省告示第277号）（詳細は労働基準監督署へ確認ください）。

● みなし判定

アスベストが含有しているか不明な建材については、「アスベストが含有しているとみなす」必要があります（「含有していないとみなす」ことはできません）。

調査対象の建材が膨大にある場合は、分析や飛散防止対策に係る費用等を総合的に考慮し、分析等せずに「アスベストが含有しているとみなす」判定もあり得ます。



アスベストの使用が禁止されていた建築物等

以下の建築物等にはアスベストの使用が禁止されていたことから、設計図書その他の書面でこれらに該当することが明らかになった場合は、それ以上の調査は不要です。

- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等（以下を除く。）
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）であって、平成19年10月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成23年3月1日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成24年3月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

注意！

●事前調査の責任

事前調査は元請業者（又は自主施工者）が自らの責任で行わなければなりません。仮に発注者が過去の調査結果の記録を保有していたとしても、その記録を踏まえて現場を確認するなど、元請業者（又は自主施工者）が改めて解体等工事する建築物等のアスベスト含有建材の有無を確認してください。

●事前調査の不足

事前調査の不足により当初想定していなかったアスベスト含有建材が工事中に発見され、アスベストを大気中に飛散させた場合（疑いを含む）は、直ちに札幌市環境局環境対策課等の関係機関へ連絡してください。状況によっては、工事の停止、作業場の隔離養生、特定粉じん濃度測定等の実施を求める場合があります。なお、レベル1～2建材の場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が必要です。

●事前調査が困難な箇所

事前調査の段階では調査が困難な箇所があった場合には、当該箇所とともにその理由をあわせて調査結果に記載してください。

よくある質問(Q&A)

【Q1】

事前調査の対象となる建材は何か。着工時期や商品名等からアスベストが含まれていないことが明らかな建材については、事前調査の対象外でよいか。

【A1】

原則、全ての建材が調査対象となります。事前調査は対象の建築物等に石綿含有建材が使用されているかどうかを判断する調査です。そのため、着工時期や商品名等からアスベスト非含有と判断することも事前調査の一つとなり、その結果については記録等が必要です。

ただし、「2.2 解体等工事の流れ」の「補足」に該当する作業に係る建材については、事前調査不要です。

【Q2】

書面調査は原則行うこととされているが、書面が残っていないケースはどうしたらよいのか。

【A2】

書面が無い場合は書面調査を割愛し、目視調査(必要に応じて分析調査)により判断してください。

【Q3】

書面調査のみで建材のアスベストの含有状況を判断しても問題ないか。

【A3】

書面と実際の施工が異なる場合があるため、書面調査の結果を参考に必ず目視調査を実施してください。

【Q4】

書面調査や目視調査ではアスベストが含有するか判断できなかった場合、必ず分析調査が必要となるか。

【A4】

分析調査は必ずしも実施する必要はありませんが、アスベストが含有しているか不明な建材について、分析調査を実施しない場合は、「アスベストが含有しているとみなす」必要があります。

調査対象の建材が膨大にある場合は、分析や飛散防止対策に係る費用等を総合的に考慮し、分析等せずに「アスベストが含有しているとみなす」判定もあり得ます。